

伊勢地区医師会訪問看護ステーション（医療）

重要事項説明書

1. 事業所概要

事業所名	伊勢地区医師会訪問看護ステーション
所在地	伊勢市勢田町613-12
提供サービス	訪問看護
電話・FAX	電話：0596-27-6711 FAX：0596-27-6838
事業者番号	三重県2460890011
サービス提供地域	伊勢市、及び度会郡
代表者	医師会長 山川 伸隆
管理者	大松 真由美

2. 職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1人
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	常勤 3人 登録 3人
理学療法士	状態に合わせて必要なりハビリを行います。	常勤 1人 登録 1人
事務	事務業務または事務職務の連絡等を行います。	1人

3. 営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日
営業時間	午前9時 ～ 午後5時
休日	土曜日、日曜日、法律の規定する休日、医師会の決定した休日、 年末年始（12月29日～1月3日）

4. 訪問看護料金

①通常訪問（看護師・理学療法士が訪問した場合）

	基本料項目	金額
管理療養費	月の初日	7,670円
	月の2日目以降：1日あたり	3,000円
基本療養費Ⅰ	週3日目まで：1日あたり	5,550円
	週4日目以降：1日あたり	6,550円

（准看護師が訪問の場合は金額が違う場合があります。）

②付加料金

24時間対応体制加算		6,800円/月
特別管理加算	カニューレ・カテーテル等	5,000円/月
	在宅酸素・人工肛門・褥瘡等	2,500円/月
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円/回
	1日3回以上	8,000円/回
長時間訪問看護加算	90分を超える	5,200円/週
複数名訪問看護加算	看護師と訪問	4,500円/週
	准看護師と訪問	3,800円/週
	看護補助者と訪問	3,000円
緊急時訪問看護加算	病院などの指示 月14日まで	2,650円/回
	月15日以降	2,000円/回
早朝、夜間加算	6時-8時、18時-22時	2,100円/回
深夜加算	22時-6時	4,200円/回
退院時共同指導加算	1回、がん末期等2回	8,400円
ターミナルケア療養費		25,000円
ベースアップ評価料		780円
医療DX情報活用加算		50円

24時間対応体制加算

利用する

利用しない

※24時間対応体制加算とは訪問看護ステーションが利用者やその家族等から緊急の電話等による連絡や相談に対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を評価する加算です。

令和 年 月 日

利用者名 _____ 印

③その他

訪問での交通費は実費負担はありません。（ただし、通常の事業の実施地域を超えた時点から1kmあたり34円の徴収となります。）

オムツ代等日常生活上必要な物品、衛生材料、医療機器貸与等の提供費用は、実費負担していただきます。

利用料は、利用月の次月10日以降に請求書、明細書をお渡ししますので訪問した看護師に現金にてお支払い願ひ致します。お支払いいただきましたら領収書をお渡しさせていただきます。

5. キャンセル

(ア) 利用者様がサービスの利用を中止される場合は速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先：伊勢地区医師会訪問看護ステーション

電話番号：0596-27-6711

(イ) 利用者様のご都合でサービスをキャンセルされる場合は、できる限りサービス利用日の前日までにご連絡ください。当日キャンセルは、キャンセル料を申し受けることがありますのでご了承ください。（但し、利用者様の病状の急変、緊急等やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）

6. 苦情相談窓口

サービスに関する苦情、相談については下記の連絡窓口にて対応しております。

- ・伊勢地区医師会訪問看護ステーション 電話：0596-27-6711
- ・三重県国民健康保険団体連合会 苦情窓口 電話：059-222-4165

7. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者様の尊厳を保持する為、事業所で指針を定め、職員が虐待について理解し、虐待の早期発見・未然防止に取り組みます。

- ・虐待防止のための指針の整備しています。
- ・従業員に対し、虐待防止のための研修の実施します。
- ・虐待を疑う状況を確認した場合、地域包括支援センターへ報告します。

8.身体的拘束等の適正化のための措置

利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

- ・身体的拘束を行う場合は、主治医および他機関と連携を図り、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・身体的拘束等の適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知します。また、職員に対して研修等を定期的実施します。

9.ハラスメントの防止

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に取り組みます。

・職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

*上記は、当事業所職員、関係機関の方、利用者様及びそのご家族等が対象。

・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に迅速に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止を検討します。

・職員に対して、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。

・ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の回浴等の措置を講じます。

10.感染対策について

事業所に置いて、感染症の発生または蔓延しないように、努めます。

①職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行いなす。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

③事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知します。

④職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を行います。

11.事業継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い、地域との連携も含め必要な措置を講じます。

①職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。

②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

※訪問看護師は、利用者の買い物、掃除、洗濯等を常時サービス内容として実施する事は出来ませんのでご了承ください。

※訪問看護師に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。

訪問看護の契約締結にあたり、上記の伊勢地区医師会訪問看護ステーションの重要事項をご説明いたしました。

令和 年 月 日

住所：伊勢市勢田町613-12

名称：伊勢地区医師会訪問看護ステーション

説明者： 管理者：大松真由美

サービスの契約締結にあたり、別紙のとおり説明を受けました。

利用者様

住所：

氏名：

印

(代筆者： 続柄)

上記代理人様

住所：

氏名：

印